

## クリエイティブ関連企業移転促進に関する企業動向調査業務 仕様書

### 1 業務の名称

群馬県へのクリエイティブ関連企業移転促進に関する企業動向調査業務

### 2 業務の目的

群馬県へのクリエイティブ関連企業移転促進に向けた企業ニーズ調査及び現状分析調査を行い、企業移転の促進を図るほか、移転促進に向けた課題を明らかにすることを目的とする。

### 3 業務の期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

### 4 業務の内容

委託者が委託する業務は、受託者が行う以下の業務に加え、公募型プロポーザル方式による審査会で、受託者が独自に企画提案した内容を本業務の委託に反映するものとする。また、（6）に記載する群馬県の地理的優位性や、県が行っている「クリエイティブ拠点化」施策等を考慮した内容とすること。

#### (1) 調査対象企業の抽出

クリエイティブ関連企業

（ゲーム、アニメ、映像、CG、メタバース、VFX等）

※受託者が保有する企業情報や信用調査情報以外のデータを使用する場合、データの出典を明記すること

#### (2) 群馬県への移転意向等調査の実施

- ・業界全体に対する定量的な移転意向等の調査
- ・移転意向のある企業等へのヒアリング調査

※なお、調査内容については、県と協議の上決定すること

#### (3) 群馬県出身者の調査

地方移転またはUターン起業の可能性を調べるため、調査対象企業において、群馬県出身のクリエイターまたは管理職がいるか調査すること。

#### (4) 調査結果分析

調査結果を基に受託者の知見や独自に収集した情報等を総合的に勘案し、県が今後の誘致活動に活用できる形に分析すること。

#### (5) インセンティブの検討・提案

調査結果を基に、クリエイティブ関連企業の移転を促進する効果的なインセンティ

ブ施策をリスト化し提案すること

#### (6) 参考

##### ・群馬県の地理的優位性

群馬県は、東京から100km圏に位置しており、地理的条件に恵まれた立地条件である他、年間の日照時間が全国上位で、豊富な水資源、豊かな森林資源を保有しており、再生可能エネルギーを活用した発電・熱利用等に適した条件を備えている。またこれまでに台風などの風水害、雪害、大規模な地震の発生が比較的少なく、物価水準の安さは全国2位、住宅家賃は東京の約2分の1であるなど暮らしやすいことも特徴である。

参考URL：<https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/number/>

##### ・群馬県の「クリエイティブ拠点化」施策について

群馬県は、2040年までに「クリエイティブな企業・人材が集まり、魅力的なコンテンツが次々と生まれる場所」＝「クリエイティブ拠点」となることを目指し、①クリエイティブ人材育成（人材育成拠点「tsukurun」の整備）、②拠点化に向けた土壌づくり（人的ネットワークの整備・拡大）、③クリエイティブ産業集積（産業育成・企業誘致）の三本柱の施策を実行している。

参考URL：[https://www.pref.gunma.jp/01/cr01\\_00078.html](https://www.pref.gunma.jp/01/cr01_00078.html)

<https://gunma-tsukurun.jp/>

## 5 業務スケジュール

下記のスケジュールにより、適切に業務の進捗管理を行うこと。

	業務の内容	実施時期
1	調査対象の絞込み及び調査方法の決定	令和4年10月下旬まで
2	調査の開始	令和4年11月上旬
3	調査結果の分析	令和5年1月末まで
4	実績報告書の提出	令和5年2月末まで

## 6 成果品

### (1) 納入する成果品、納入部数及び納入期限

	成果品	納入部数等
1	調査の実施企業のリスト	紙1部
2	調査結果及び分析レポート	電子データ
3	業務成果報告書及び関係書類	*リストについては、Excel形式で納品すること。

## (2) 納入場所

群馬県庁eスポーツ・新コンテンツ創出課

## 7 経費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含むものとする。

## 8 成果品の所有権

本業務により作成される成果品の所有権は、県に帰属するものとする。

## 9 成果指標

本業務の実施に当たり、以下の数値目標の達成を目指すこと。

- ① 調査対象企業抽出数 500社以上
- ② 調査回答率 20%以上
- ③ 調査等の分析の結果、導き出された誘致可能性のある企業数 5社以上

## 10 委託料上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 11 その他

- ①本業務の実施に伴い、取得した個人情報等を本業務以外で利用しないこと。
- ②本業務以外の業務（特定の商品販売や販売の斡旋等）への勧誘を行う等、趣旨を逸脱する行動を行わないこと。
- ③企業等との間で発生したトラブルについては、受託者が責任をもって対処すること。
- ④本業務は、国の「地方創生推進交付金」を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、本業務が完了した日の属する県の会計年度終了後、本業務に係る一切の書類を5年間保管すること。
- ⑤本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県との協議により、承諾を得たときは、この限りでない。
- ⑥新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底すること。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りの実施が困難になった場合、代替案等について、県と協議の上、決定すること。
- ⑧本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても状況に応じ、県が本委託業務遂行上必要であると判断した業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。また、本委託業務実施にあたり疑義が生じた場合は、県と受託者が必要な協議を行い、その指示に従って誠実に業務を進めるものとする。

⑨本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする。